

<p>○ 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う 家畜等の移動の禁止</p> <p>【告 示】</p>	<p>目 次</p>	<p>岡 山 県 公 報</p>
<p>畜産課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目 次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

◎岡山県告示第六十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十二条第一項及び家畜伝染病予防法施行細則（昭和三十一年岡山県規則第四十号）第十条の規定により、笠岡市で発生した高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜等の移動を次のとおり禁止する。なお、平成二十七年岡山県告示第二十一号の二（高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の移動等の禁止）は、廃止する。

平成二十七年二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 移動の禁止の対象となる家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥、それらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品（家畜伝染病予防法第五十三条第三項の家畜防疫員が当該病原体をまん延させるおそれがないと認められたものを除く。以下「禁止対象家畜等」という。）

二 移動の禁止の内容及び対象となる区域

次の区域内に現に存する禁止対象家畜等について、その移動を禁止する。

笠岡市（小平井（県道四八号線より北側の区域に限る。）、新賀（県道四八号線より西側の区域に限る。）、西大戸、入田、走出（池平より南側かつ井立池より南側かつ市道走出二〇五号金色谷線より南側の区域に限る。）、東大戸、吉田（県道四八号線より西側の区域に限る。）及びみの越の区域に限る。）及び井原市（岩倉町（県道二九〇号線より南側の区域に限る。）、上稲木町（県道三号線より東側の区域に限る。）、木之子町（稲木川より南側かつ田地以南の区域に限る。）、下稲木町（県道二九〇号線より南側の区域に限る。）、西方町（稲木川より南側の区域に限る。）及び門田町の区域に限る。）の区域

三 移動の禁止の期間

平成二十七年二月七日から当分の間